

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(12) 特別支援学校における道徳科、外国語活動、 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、 特別活動の指導

道徳科

小・中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

なお、高等部（知的障害）の目標及び内容については、小・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上で必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

外国語活動

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導と密接な関係を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

なお、学習指導要領の改訂により、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が導入された。

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においても、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができる。それに伴い、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標及び内容も示している。

総合的な学習の時間・ 総合的な探究の時間

小・中学部の総合的な学習の時間、高等部の総合的な探究の時間の目標や各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

特別活動

小・中・高等部の特別活動の目標や各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小・中・高等学校の児童生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。